

化学物質リスクアセスメントの義務化に関する経緯と概況

宮内 博幸

一般財団法人 産業保健協会

近年、化学物質による業務上疾病の発生状況者数は全体的に減少傾向にあるものの、依然として年間200名を上回る現状である（図1参照）。この状況を踏まえ、平成12年3月に労働安全衛生法第58条第2項の規定に基づき、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」（旧指針）が公示された。この指針で定める措置は、従来からの労働衛生管理に基づく措置に止まるのではなく、化学物質管理計画の策定、リスクアセスメントの実施等を含むものであった。

また、平成18年に改正された労働安全衛生法により、化学物質による労働災害を防止するためには化学物質の危険有害性等の情報が確実に伝達され、情報を入手し、情報を活用してリスクアセスメントを実施、そのリスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要とされた。そして、第58条第2項により「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針、危険性又は有害性等の調査に関する指針 公示第2号（新指針）」が制定された。旧指針では有害性の特定（危険性の項目は無い）、ばく露量の把握、およびリスク評価・管理について具体的な言及はなかった。それに対して新指針では、危険性及び有害性の特定として情報入手や留意事項など具体的方法の例示がされ、ばく露レベル（量）を推定する方法、およびリスク評価・管理の方法も具体的に示された。職長等への安全衛生教育について旧指針では言及していなかったが、新指針では教育に危険有害性のリスクアセスメントの追加が義務化された。

しかし、新指針によるリスクアセスメントも努力義務のため、事業者がその必要性を認識しない限り、リスクアセスメントの実施や措置が十分に行われない可能性があった。そこで、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）が制定され、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質である640物質（個別規制対象物質116物質を含む労働安全衛生

法施行令で定める文書交付義務物質の640物質）についてはリスクアセスメントが義務とされ、施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲とされた。さらに第57条の第3項による新たな指針の制定が考えられる。

厚生労働省による労働安全衛生調査（実態調査）にて、化学物質の取扱い業務のある事業所の内、化学物質リスクアセスメントを実施している割合は平成18年で43.0%、平成25年で53.1%と上昇傾向にあるものの、依然として6割以下の状況であった。また、事業所の規模別でみると、50名未満の場合は特に低い割合であった。平成25年の調査にて、化学物質リスクアセスメントを実施している事業所の内、コントロールバンディングを知っている割合は22.3%と低値であった。さらに、本改正法では640物質以外は努力義務とされているが、640物質以外で危険・有害性を有し、事業所で取扱われている物質に対する導入も今後の課題と思われる。

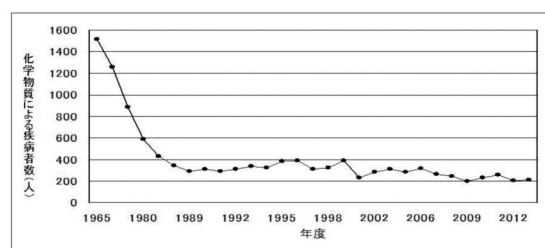


図1 化学物質による疾病発生状況

略歴

宮内 博幸（みやうち ひろゆき）

北里大学衛生学部産業衛生学科卒業。現在、一般財団法人産業保健協会研究開発部長。専門分野は化学物質測定および分析、化学物質管理。